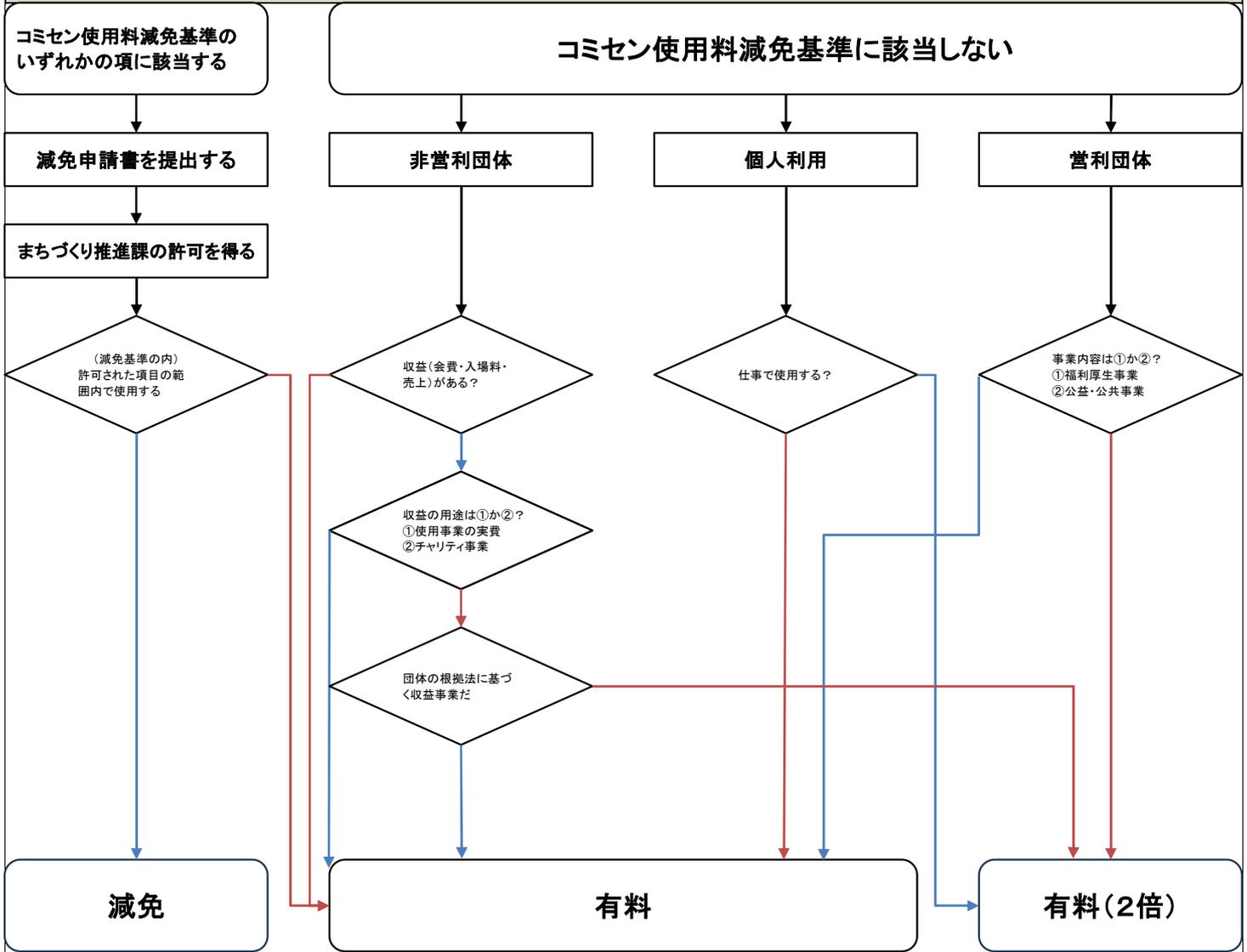


# 減免・有料フローチャート

— yes —> — no —>



※減免申請は年度ごとに提出する必要がある。

※非営利団体の根拠法等で認められている収益事業の範囲内であれば営利目的(2倍)とはしない。

- 例) 社会福祉法 第二条関連事業
- 例) 農業協同組合法 第十条関連事業
- 例) 私立学校法 第十九条関連事業

※宗教団体は、**公序良俗の範囲内**であれば使用可。(望まない他者への勧誘(入会・献金等)、詐称行為等が認められる場合は不可)

※政治団体は、**公序良俗の範囲内**であれば使用可。(望まない他者への勧誘(入会・献金等)、詐称行為等が認められる場合は不可)

※(得票を目的とした)選挙運動は、**選挙の公示・告示日から選挙期日の前日までしかできない**。(公職選挙法第129条)期間以外の選挙運動での使用は不可。

※個人利用における仕事とは、以下の例に類する場合を指す。

- 例) ネット販売する作品を制作する等、個人事業主・フリーランスが営利目的で使用する場合
- 例) リモートワーク等、営利団体に属する個人が業務のために使用する場合